

平成 22 年度第 2 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 22 年 8 月 6 日（金）午前 10 時から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 大熊 勝 大室 新吉 小沢 弘太郎

久保 謙維 濱田 一成 牧野 さつき

山添 巖 渡辺 芳子

(欠席委員) 高橋 正則 宮嶋 忍

(選挙管理委員会) 委員長 羽深 眞二 事務局長 今野 隆

(事務局) 総務部長 野口 則行 総務課長 木全 和人

総務係長 小澤 龍男 総務係 佐藤 陽一

【会議概要】

1 定足数確認（総務課長）

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、8 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

牧野委員、山添委員の 2 名を選出

4 事務局議事説明

- ・特別職報酬等について
- ・選挙管理委員の報酬の見直しについて

5 選挙管理委員会説明

- ・選挙管理委員会事務局（以下「事務局長」） 資料「選挙管理委員会事業実績一覧」説明
- ・選挙管理委員会委員長（以下「委員長」） 選挙管理委員会の活動状況説明

6 質疑応答

(山添委員) 選挙管理委員会（以下「委員会」）の役割は選挙の啓発が大きい。委員会から啓発の方法等積極的に提案しているか。

(委員長) 選挙管理委員会事務局と協議し、今年は区長選挙に合わせて秋に啓発イベントを行う予定である。知恵を絞って投票率の向上のために取り組みたい。

(山添委員) 選挙期間に投票済証があると受けられるサービスがあるとも聞く。区民に密着した選挙啓発活動を通して、区民に委員会を知ってもらうことが必要と思う。

(委員長) 投票済証があることによるサービス付与は企業では広がりを見せているが、委

員会では利益誘導という見方をされることもあり難しい。なお、区で最初に始めた早稲田商店街は取りやめている。様々な工夫をして投票率向上に努めたい。

(久保委員) 選挙啓発ポスターコンクールと税金作文は、四谷中学校の子どもたちは盛り上がっている。意見として、これを保護者、大人に広めていく仕組みを。

委員会の決定については、その責任を委員個人が問われる、裁判で個人が訴えられることはあるのか。

(事務局長) 委員会決定は合議のため、委員個人が責任を問われることは原則なじまない。

(牧野委員) 委員会の委員は会議以外にもいろいろな場所で活動されていることが分かるが、どのように把握するのか。

(事務局長) 各会議で次回の日程、場所が伝えられている。それぞれの会議主体から委員、事務局に対して分かるようにしている。

(渡辺委員) 会議は委員全員が出席するのか。

(委員長) 中には委員長のみ出席するものもあるが、基本的には委員会等の会議には4名全員が出席している。

(渡辺委員) 先に話があった投票済証があることによるサービスの付与には疑問があるが、各地域でのセンターまつりやはたちのつどいでの啓発は意義があると思う。これからも地道な活動を通して啓発してほしい。

(委員長) 選挙がないときに選挙を啓発できる事業がどのようにできるかが課題である。

(渡辺委員) 投票率はどう推移しているか。

また、期日前投票が投票しやすくなった。当日の午後8時までの投票時間は長い印象があるが短縮する考えは。

(事務局長) 投票率は23区では高い方ではないが、区としては上がってきている。当日の投票時間の短縮については、全国選挙管理委員会連合会でも意見がでている。開票時間を早めた方がいいという考え方もあるようである。

(大室委員) 一方で、投票所で午後7時過ぎてから若者が多く来て投票されているところも見ている。

意見として、子どもやペットを連れて入場されるなど、投票所の運用が難しい。

(委員長) 都市部では仕事を終えて駆けつけるなど午後8時までの夜間に投票される方も見られるが、多くは地方で時間短縮の声が多いようである。

(大熊委員) 当日の投票所が遠いという声を聞いたことがあるが、希望の場所で投票できるようにするなどのいい方法はないか。

(事務局長) 期日前投票であれば投票条件が緩和され、またどこでも投票できるので案内いただきたい。当日の投票所は今の制度上変更できない。

(大室委員) 投票所の数は増えたと聞いているが。

(委員長) 投票所をさらに増やしてほしいという声も聞いている。学校のような大きい施設が少なくなっている中で、投票所数を確保することは課題である。

(濱田会長) 選挙啓発ポスターコンクールについて、たくさんの応募がある中で入賞作品以外の作品も掲出する等の機会はないか。

(委員長) 入選作によるポスターや冊子を作っている。また、作品を四谷地域センターで掲出するなどしている。

(濱田会長) 直接の委員会活動として、定例会は月1回、年12回開かれているが、時間は概ねどれくらい審議されているか。

(委員長) 1回平均1時間、長い日で1時間半程度である。

(濱田会長) 投開票の要領や投票の効力について、基礎的な仕組みやルールは委員全員で把握、確認しているか。

(委員長) 定例会、臨時会を通し、全ての委員が確認している。例えば開票の要領は、候補者の人数や名前に合わせて、その効力について公平性を保つように判例も見ながら確認している。

(山添委員) 今回、町会連合会の陳情が議会で採択されたが、どのような感想をお持ちか。委員会で議題には上がらないか。

(委員長) 全国的に報酬見直しの流れがあるが、区では町会連合会から声が上がって個人的に驚いている。委員会では報酬の見直しについて議題にする立場にないが、議会で陳情が採択されたということは委員相互の雑談にはある。

(山添委員) 陳情が採択されたとき、委員会としてどうあるべきか、検討、議論すべきではないかと思うがどうか。区も行政委員会全体を見て検討すべきである。

(事務局長) ご指摘のとおり。選挙管理委員会事務局でもこれまでの報酬に係る裁判例を見ている。滋賀県の裁判例がよく取り上げられるが、地方裁判所のものであるが練馬区の判決は原告が控訴せず確定している。新宿区と制度がほぼ同じである練馬区の選挙管理委員会の主張がそこで認められており、また、区では同じ条例に教育委員会の報酬も規定されている中で、今回選挙管理委員会だけ報酬を改正するのは説得力ある理由が必要で難しいと考えている。

(山添委員) 報酬の見直しについて区民から声が出される環境にあったと思う。他の自治体で係争中であるが、どのような結果にしても、このことに対しどう区民に伝えていくか、決定権がなくとも委員会としても議論を進めていただきたい。

・選挙管理委員会 委員長、事務局長 退席

(山添委員) 事務局から、これまでの経緯を確認しながら今後の流れを聞きたい。

(総務課長) 選挙管理委員の報酬の見直しは、町会連合会からの陳情を議会が採択したのが発端。これを受けて、議会には幹事長会に本審議会と同様の資料を提供し議論い

ただきたいと要請している。区としては、その議会での議論、本審議会の意見、裁判の動向等を踏まえて結論を出したい。次回の本審議会では区の素案を示し、あらためて意見をいただきたいと考えている。

(山添委員) 本審議会の議論は答申でなく参考の意見に過ぎない。最後は区と議会の判断だが、審議会でこれだけの意見があったのでこれはぜひ反映してほしいし、議会にも伝えてほしい。また、今回報酬を改正するとすればその理由を明確にすべきである。

(総務課長) 本件については審議会において諮問答申の形にはならないが、区はこれまでいただいた審議会の議論を参考にする。次回の本審議会の後には、これまでの各委員の様々な意見を会長から区長に伝えていただく機会を作りたいと考えている。

(牧野委員) 町会連合会のアンケートのとき、町会に本審議会と同様の説明資料はあったか。

(総務課長) 本資料のように詳細ではないが、委員会活動については同程度の資料が添えられてアンケートが実施されている。

(大室委員) 町会連合会のアンケートでは報酬が高いという印象で答えられているようで、委員会活動の資料や委員会の職務については理解されていないと思われる。今回のような説明が区民にもされればいいと思う。

(濱田会長) 委員会活動では、例えば選挙当日は投票所の巡回や開票の立会いがあるなど、委員会の回数等の資料だけでは分からない時間的に拘束される仕事もある。

(総務課長) 選挙当日は、委員が 51 ある投票所を分担して巡回する。委員全員が開票も立ち会い、委員長は開票管理者の立場にもなる。

(渡辺委員) 委員会が、裁判員候補者予定者の選定に関わるのは知らなかった。

(総務課長) 選挙人名簿から抽出する仕事になる。選挙人名簿の作成は選挙管理委員会事務局で、そこから委員会が選定している。

(牧野委員) 町会連合会のアンケート回答は、報酬が高いという次に、無報酬、ボランティアであるべきという回答が多くある。これは無報酬で多忙にしている町会長等からの意見であり、理解できるし、勘案されなくてはならないものとする。

(濱田会長) 滋賀県では最高裁判所まで係争されている難しい課題であるが、審議会ではこの2回、活発な議論をし委員の認識も深まっている。事務局から現時点での見直しの方向、どういう考え方があるかについて説明をお願いする。

7 事務局口頭説明

報酬のあり方についてどのような考え方があるか、複数案説明

- ・月額報酬のまま額を見直す案
- ・日額報酬にする案
- ・日額と月額の併用制とする案

8 質疑応答

(濱田会長) 日額月額併用制は疑問があるが、これを先行している青森県、熊本県ではどのような議論がされているか。

(総務課長) 法的な議論は不十分な印象があり、法解釈として中途半端の感は否めない。

(濱田会長) 今回、審議会には選挙管理委員の報酬の見直しの意見を聞かれている。先に山添委員からも意見があったが、他の行政委員会、教育委員会と監査委員の報酬には触れていないがどう考えているか。

(総務課長) 区では教育委員会、監査委員ともに、活動実態が相当回数あり、現時点ではそれぞれへの報酬は月額がなじむものと判断している。行政委員会の中でも選挙管理委員は、勤務実態が年によって相当の差がある。また、議会で町会連合会からの陳情が採択され、これまでの裁判例等も見て、現時点では選挙管理委員のみ見直しを検討している。

(濱田会長) 選挙管理委員の変動的である勤務実態をどう考えるかが課題となる。

(渡辺委員) 私が携わっている保護司は無報酬の特別職公務員であるが、選挙管理委員の身分はどういうものか。名誉職的なものなのか。

(総務課長) 行政委員会であり、非常勤の特別職公務員である。

(小沢委員) 行政委員会の報酬の見直しについて、他区の動向はどうか。

(総務課長) 現時点では見直しが議論されていることは聞いていない。

(山添委員) 地方自治法に原則日額とあるとおり、選挙管理委員のみならず、行政委員会全体の報酬をどう考えるか。区全体の方針として何を根拠に日額にする、または月額を維持するという点について明確すべきである。

(濱田会長) 日額、月額いずれにしても、見直すということになれば、最後は金額の問題になるが、区長の給料や議員報酬と同様で、その決め手になる数字はない。これまでの歴史や他自治体の状況、制度面、運用面等様々な要素を総合的に勘案して、この額だろうと区として決めることになるであろう。

9 閉会